

日田市規則第59号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年7月31日

日田市長 椋 野 美 智 子

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

様式第3号（第6条関係）

（表面）

介護保険利用者負担減額・免除認定証 （災害等による特例給付）							
交付年月日							
番 号							
住 所							
フリガナ							
氏 名							
生 年 月 日							
適用年月日	から						
有効期限	まで						
減 額 ・ 免 除 認 定 事 項	給付率 /100						
保 険 者 番 号 並びに保険者の 名称及び印	<table><tr><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td></tr></table> 大分県日田市 大分県日田市田島2丁目6番1号 印	4	4	2	0	4	6
4	4	2	0	4	6		

（裏面）

注 意 事 項

一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設
の窓口提出してください。

二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給
付率を乗じた額になります。

三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しな
くなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞
なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、
この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証
を添えて、市役所にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した方は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を
受けます。

改正前

様式第3号（第6条関係）

（表面）

介護保険利用者負担減額・免除認定証 （災害等による特例給付）							
交付年月日							
番 号							
住 所							
フリガナ							
氏 名							
生 年 月 日	性 別						
適用年月日	から						
有効期限	まで						
減 額 ・ 免 除 認 定 事 項	給付率 /100						
保 険 者 番 号 並びに保険者の 名称及び印	<table><tr><td>4</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td></tr></table> 大分県日田市 大分県日田市田島2丁目6番1号 印	4	4	2	0	4	6
4	4	2	0	4	6		

（裏面）

注 意 事 項

一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施
設の窓口提出してください。

二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給
付率を乗じた額になります。

三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しな
くなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞
なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、
この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証
を添えて、市役所にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した方は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受
けます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。